

鶏協回覧板

2024 年 10 月 07 日 一般社団法人日本養鶏協会

牛肉骨粉の鶏・豚用飼料への利用再開について

BSE の飼料規制につきましては、飼料の製造・使用段階における分別管理を徹底する等のリスク管理措置を講じることを前提としつつ、最新の科学的知見に基づくリスク評価の結果を踏まえて、牛肉骨粉の養魚用飼料への利用を再開するなど、順次、飼料規制の範囲の見直しを行ってきました。

今般、農業資材審議会や食品安全委員会等より、安全上に問題がないとの評価結果が 得られたことから、農林水産省は、10月3日、牛肉骨粉の鶏・豚用飼料への利用を再 開しました。

詳しくは、生産者及び消費者向けのチラシとともに、以下の農林水産省 HP をご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/bse.html

今後は、牛肉骨粉を扱うレンダリング工場及び飼料工場に対して、農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)が安全確認を実施の上、冬頃に、牛肉骨粉を含む鶏・豚用飼料の製造の認可を一斉に出す見込みです。

【お問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

森垣・伊藤

電話 03-3502-8702

メールアドレス feed@maff.go.jp

日鶏協回覧板 発行者:一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目 6 番 16 号 馬事畜産会館内(5 階) TEL: 03-3297-5515 FAX: 03-3297-5519 発行日: 2024 年 10 月 7 日

編集·発行責任者:石井 馨(info@jpa.or.jp)

牛肉骨粉の鶏・豚用飼料への利用再開

略号:〇:利用可、×:利用不可

\ \ \ \ \ \ \ \	牛、めん山羊※1	牛用飼料 ×	鶏・豚等※2用飼料利用用用開	養魚用飼料
	矮	×	0	0
	遍	×	0	0

※1 特定危険部位(SRM)等は利用不可。

【牛のSRM】全月齡の扁桃・回腸遠位部、30か月齡超の頭部(脳、眼など)・脊柱・脊髄 【めん山羊のSRM】全月齡の脾臓・回腸、12か月齡超の頭部(脳、眼など)・脊髄

※2 豚、馬、鶏及びうずら

WOAHコードでは、反すう動物(牛、めん山羊等)の肉骨粉が反すう動物へ給与されてい ないことを求めているものの、牛肉骨粉の鶏・豚用飼料への利用は規制していない。 生産者、消費者のみなさまへ

生産者、消費者の一件

2024年10月3日



干田米原料 (ビーフミール)の 鶏や豚用飼料への利用を 再関します

何が変わる?

今まで

ビーフミールは 主に焼却 していました



ビーフミールを 鶏や豚用の飼料に利用できます (牛用飼料には利用できません)

> ※牛由来原料を利用した飼料には ミートボンミールと表示されます



国内での専門家による安全評価

2023年 農業資材審議会からの答申

10月

鶏や豚用の飼料に ビーフミールを利用することは 適切と答申を受けました

2024年 食品安全委員会からの評価

5月

牛に対するリスク管理がこれまでと同様 に遵守されている限り、ビーフミールを 鶏や豚用の飼料に利用しても、人への 健康影響は無視できると評価されました

海外での利用状況

国際ルール*では、ビーフミールを鶏や豚用の飼料に使用することを禁止していません 我が国が畜産物の輸入を認めているアメリカ、カナダ、ブラジル等多くの国では、ビーフミールの 鶏や豚用飼料への使用を認めています ※国際獣疫事務局 (WOAH) によるルール

ビーフミールの安全管理の方法



原料は、と畜検査を受けた安全な牛の部位を使用します

※BSEの原因とされる異常プリオンの蓄積しやすい部位は、と畜場等で除去・焼却されるため、飼料として利用されません



ビーフミールを使う鶏や豚用飼料の製造工程は、 牛用の工程と完全に分かれています ⇒ビーフミールが牛用飼料に混ざることはありません



ビーフミールを使った鶏や豚用飼料は、容器の専用化や注意事項の表示等を行います

→誤って牛に給与されることを防止します

今後も、工場や農家への検査を行いBSE対策を続けます

農林水産省